

議案第 9 2 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 2 万円」を「5 5 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

第 1 9 条中「5 2 万円」を「5 5 万円」に、「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 9 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の賦課限度額を改定したいので、この案を提出するものである。